

アメリカの 2018 年証拠に基づく政策形成基盤法

国立国会図書館 調査及び立法考査局

専門調査員 海外立法情報調査室主任 廣瀬 淳子

目 次

はじめに

I 制定の経緯

II 2018 年法の概要

1 連邦証拠構築活動

2 オープン政府データ法

おわりに

翻訳：2018 年証拠に基づく政策形成基盤法（抄）

キーワード：政府情報公開、証拠に基づく政策形成、EBPM (Evidence-Based Policymaking)、
CEP (Commission on Evidence-Based Policymaking)、証拠構築、包括的データ一覧、
データ資産

要 旨

2019年1月14日に、2018年証拠に基づく政策形成基盤法が制定された。連邦政府の各機関に、その作成、収集、維持するデータの一覧の作成や、機械可読形式、オープンフォーマット、オープンライセンスでの公開を求めるなど、政府情報の一層の公開、利用促進、証拠に基づく政策形成のための各種施策の実施を求める法律である。この法律は、オバマ（Barack Obama）政権下で大統領令等により順次進められてきた政策や、2016年証拠に基づく政策形成諮問委員会法に基づき設置された諮問委員会の最終報告書の勧告内容等を法制化するものである。第Ⅰ編「連邦証拠構築活動」、第Ⅱ編「オープン政府データ法」、第Ⅲ編「機密情報保護及び統計効率性」、第Ⅳ編「総則」の4編で構成されている。

本稿では、このうち第Ⅰ編と第Ⅱ編の概要を紹介し、併せてその抄訳を付す。

はじめに

政府の各機関が保有する各種のデータや情報は、今後の経済成長や雇用の増大をもたらす貴重な国家資産であるとされている。政府のデータや情報の公開を可能な限り進め公衆に利用可能とすること、その有効活用を促進すること、連邦政府のデータ構築や管理、プログラム評価能力を拡充することにより、連邦政府の証拠構築機能を向上させること等を目的とした、2018年証拠に基づく政策形成基盤法⁽¹⁾（2018年法）が、2019年1月14日に成立した。

2018年法は、第Ⅰ編「連邦証拠構築活動」、第Ⅱ編「オープン政府データ法」、第Ⅲ編「機密情報保護及び統計効率性」、第Ⅳ編「総則」の4編で構成される包括的な法律である。本稿では、制定の経緯と背景、2018年法のうち第Ⅰ編と第Ⅱ編の概要を紹介し、併せてその抄訳を付す。

I 制定の経緯

オバマ政権は、当初から2009年1月の透明性及びオープン政府に関する大統領覚書⁽²⁾、同年12月の行政管理予算局（Office of Management and Budget: OMB）オープン政府指令⁽³⁾等に基づき、各種データを含む政府情報の公開と説明責任の向上を目指すオープン政府イニシアティブ（Open Government Initiative）と名付けられた各種施策を推進してきた⁽⁴⁾。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2019年9月26日である。

(1) Foundations for Evidence-Based Policymaking Act of 2018, P.L.115-435. <<https://www.congress.gov/115/plaws/publ435/PLAW-115publ435.pdf>> なお、evidence は、根拠と訳す場合もあるが、証拠とされる例が多くなっていることから、証拠とした。

(2) “President’s Memorandum on Transparency and Open Government,” January 21, 2009. White House Barack Obama website <<https://obamawhitehouse.archives.gov/the-press-office/transparency-and-open-government>>

(3) Office of Management and Budget, “Open Government Directive,” M-10-06, December 8, 2009. *idem* <https://obamawhitehouse.archives.gov/sites/default/files/omb/assets/memoranda_2010/m10-06.pdf>

(4) “Open Government Initiative.” *idem* <<https://obamawhitehouse.archives.gov/open>>

オバマ政権二期目の2013年7月には、連邦政府の各機関に対し、政府の業績を継続的に向上させるため、証拠の構築とその利用の促進を求める新たなOMB覚書⁽⁵⁾が発出された。

2016年3月には、正確なデータに基づく効率的な政策形成のための調査を目的とする、2016年証拠に基づく政策形成諮問委員会法⁽⁶⁾が成立した。この法律に基づき設置された、証拠に基づく政策形成諮問委員会（Commission on Evidence-Based Policymaking: CEP）は、15名の専門知識を有する委員で構成され、連邦政府のデータ基盤、データ一覧構築、データベースの安全性等に関する包括的な調査を実施した。15か月の調査の後、データへのアクセス、統合、利用、管理に関する22の勧告を含むCEP最終報告書⁽⁷⁾（最終報告書）を2017年9月6日に、大統領及び連邦議会両院議長に提出した。

また、大統領予算教書の分析資料⁽⁸⁾においても、政府の効率性向上のための、証拠の構築と利用の重要性が示されており、トランプ（Donald Trump）政権にも受け継がれている⁽⁹⁾。

最終報告書の勧告の一部とオバマ、トランプ両政権下で実施されてきた各種政策を併せて法制化する法律が、2018年法である。

証拠に基づく政策形成における「証拠」とは、一般的には幅広く定義され⁽¹⁰⁾、政府のプログラムや政策を評価する際に有用となる可能性のある情報をいう⁽¹¹⁾。「証拠」に基づく政策形成とは、政府における決定の際に、「証拠」を適用して知識を持たせることとしている⁽¹²⁾。そのためには、まず「証拠」が存在することが必要で、政府における証拠構築のためには、各種データの可用性の拡大が不可欠となる。

II 2018年法の概要

2018年法第I編、第II編の主要な内容は、次のとおりである。

1 連邦証拠構築活動

2018年法第I編「連邦証拠構築活動」は、第101条「連邦証拠構築活動」の1条のみで構成される。同条では合衆国法典第5編「政府の組織及び職員」第1部「機関総則」第3章「権限」に第II節「連邦証拠構築活動」として第311条から第315条までを新設し、連邦政府の各機関に評価担当官を

(5) Office of Management and Budget, “Next Steps in the Evidence and Innovation Agenda,” M-13-17, July 26, 2013. *idem* <<https://obamawhitehouse.archives.gov/sites/default/files/omb/memoranda/2013/m-13-17.pdf>>

(6) Evidence-Based Policymaking Commission Act of 2016, P.L.114-140. <<https://www.congress.gov/114/plaws/publ140/PLAW-114publ140.pdf>>

(7) Commission on Evidence-Based Policymaking, *The Promise of Evidence-Based Policymaking: Report of the Commission on Evidence-Based Policymaking*, September 6, 2017. <<https://www.cep.gov/report/cep-final-report.pdf>>

(8) Office of Management and Budget, “Building the Capacity to Produce and Use Evidence,” *Analytical Perspectives: Budget of the U.S. Government Fiscal Year 2017*, U.S. Government Printing Office, 2016, pp.69-77. White House Barack Obama website <<https://obamawhitehouse.archives.gov/sites/default/files/omb/budget/fy2017/assets/spec.pdf>>

(9) 証拠構築に関する主要な政策文書は、“Office of Management and Budget: Evidence and Evaluation.” White House website <<https://www.whitehouse.gov/omb/information-for-agencies/evidence-and-evaluation/>> 参照。

(10) 合衆国法典第44編第3561条第6号では、「統計目的のための統計活動により作成される情報」と定義され、具体的には、①基本的な事実関係、②政策分析、③プログラム評価、④業績測定が想定されている。プログラム評価とは、プログラム、政策、組織、又はその構成要素について、その有効性や効率性を評価するための体系的な分析をいう。Office of Management and Budget, “Phase 1 Implementation of the Foundations for Evidence-Based Policymaking Act of 2018: Learning Agendas, Personnel, and Planning Guidance,” M-19-23, July 10, 2019, p.13. White House website <<https://www.whitehouse.gov/wp-content/uploads/2019/07/M-19-23.pdf>>

(11) Commission on Evidence-Based Policymaking, *op.cit.*(7), p.8.

(12) *ibid.*, pp.11-12.

設置すること、機関内の各部署の証拠構築活動の調整、証拠構築戦略計画の策定等が規定された。

(1) 第 311 条 定義

この節で用いられる用語が定義された。

(2) 第 312 条 機関の証拠構築計画

連邦政府の各機関は、その戦略計画の一部として、証拠構築計画を策定しなければならない。証拠構築計画は、各機関の長期的な計画で、証拠構築のための政策関連課題一覧、必要なデータの一覧、手法の一覧等を含めなければならない。

また、各機関は、証拠構築計画に基づき実施する予定の活動について、評価計画を策定し、公表しなければならない。

会計検査院 (Government Accountability Office: GAO) は、2017 年 9 月の報告書で、各機関が機関全体を対象とする年次評価計画を策定することを勧告していた⁽¹³⁾。

(3) 第 313 条 評価担当官

連邦政府の各機関に、評価担当官 (Evaluation Officer: EO) を設置する。EO の責務は、機関の評価計画を策定して実施すること、機関の政策研究や評価活動について評価すること、これらに関する機関内の調整等である。

GAO の調査では、2014 年時点で、連邦政府の約 3 分の 1 の機関が、EO あるいは同種の役職が既に設置していた。また、約半数の機関が、評価を主管する部署を既に設置していた⁽¹⁴⁾。OMB は 2018 会計年度大統領予算教書分析資料において、機関の中で評価の権限が集中する評価担当官の重要性を示し設置を求めていた⁽¹⁵⁾。

2018 年法で EO の設置を法定したことで、その活動が全機関でより統一的に一貫したものとなり、既に設置されていた機関においても役割の向上が期待される。

(4) 第 314 条 統計専門性

各機関の長は、その機関の統計部門の長となる、統計の専門性を備えた統計専門官を指名しなければならない。統計専門官は、統計政策、技法等について助言し、機関横断統計政策諮問委員会の委員となる。

(5) 第 315 条 証拠構築のためのデータ諮問委員会

OMB 局長は、証拠構築のための連邦のデータの活用促進について、検証し勧告する諮問委員会を設置する。委員長は、合衆国最高統計官 (Chief Statistician) とし、委員は、連邦政府の機関の評価担当官等、州及び地方政府の代表、民間の専門家で構成する。

(6) 第 306 条 機関戦略計画の修正

2018 年法第 101 条は、合衆国法典第 5 編第 306 条機関戦略計画を修正し、機関の戦略計画に、機関の統計、評価、研究、分析活動の対象範囲、質、手法、有効性、独立性の評価を含めなければならないとした。

この戦略計画について、GAO 院長は計画公表から 2 年以内に、その要約及び改善勧告を含

(13) U.S. Government Accountability Office, "Program Evaluation: Annual Agency-Wide Plans Could Enhance Leadership Support for Program Evaluations," GAO-17-743, September 2017, p.29. <<https://www.gao.gov/assets/690/687526.pdf>>

(14) U.S. Government Accountability Office, "Program Evaluation: Some Agencies Reported that Networking, Hiring, and Involving Program Staff Help Build Capacity," GAO-15-25, November 2014, p.10. <<https://www.gao.gov/assets/670/666893.pdf>>

(15) Office of Management and Budget, *Analytical Perspectives: Budget of the U.S. Government Fiscal Year 2018*, U.S. Government Printing Office, 2017, p.56. White House website <<https://www.whitehouse.gov/sites/whitehouse.gov/files/omb/budget/fy2018/spec.pdf>>

む報告書を連邦議会に提出しなければならない。

また、OMB 局長は、2018 年法制定から1年以内に、各機関のプログラム評価についての指針を策定し、プログラム評価の最善の事例を明らかにしなければならない。

2 オープン政府データ法

(1) 概要

オバマ大統領は、2013 年 5 月 9 日に、政府情報の公開に関する大統領令「政府情報の公開と機械可読を新たな初期設定（原則）とする」⁽¹⁶⁾を発令した。これに基づき OMB は同日、オープンデータ政策に関する覚書「オープンデータ政策—情報を資産として管理」⁽¹⁷⁾を発出した。オープンデータとは、一般に利用可能なデータで、利用者が十分に検索・利用可能となるよう構成されているものをいう⁽¹⁸⁾。連邦政府の機関は、これらに基づき、初期設定（原則）として、情報を電子的に、機械可読形式かつオープンフォーマットで収集、作成して管理することが求められた。また、データ資産の一覧を作成することも要請された。

これらの内容と、最終報告書勧告の内容を盛り込んだものが、2018 年法第 2 編オープン政府データ法である。オープン政府データ法は、第 201 条と第 202 条の 2 か条で構成され、連邦データ資産の公衆の利用拡大、連邦データ資産に関する情報の包括的かつ検索しやすい形態での公衆への公開、最高データ担当官の設置、機関間のデータ管理の調整等が規定された。

(2) 略称

第 201 条「略称」では、この編が引用される場合の略称を、「公開、公衆、電子的及び必要な政府データ法」又は「オープン政府データ法」と定めた。

(3) オープン政府データ

第 202 条「オープン政府データ」では、合衆国法典第 44 編「公的印刷及び文書」第 3502 条「定義」、第 3504 条「OMB 局長の権限及び機能」、第 3506 条「連邦機関の責務」、第 3511 条「データ一覧及び連邦データ目録」、第 3520 条「最高データ担当官」の各条を修正し、第 3520A 条「最高データ担当官会議」が新設された。さらに、GAO 院長は、2018 年法制定から3年以内に、2018 年法による情報の利用可能性向上等について評価し、連邦議会に報告しなければならないこと、OMB 局長は定期的に 2018 年法の施行状況について報告書を公表しなければならないこと等が規定された。

(i) 第 3502 条 定義

「包括的データ一覧」、「データ」、「データ資産」等の定義規定が新たに追加された。

(ii) 第 3504 条 OMB 局長の権限及び機能

OMB 局長は、各機関がデータをオープンフォーマット、オープンライセンスで公開することを初期設定（原則）として実施するために考慮すべき事項を含めた、指針を策定しなければならない。これらの事項には、プライバシーの侵害や、安全保障上のリスク、知的財産権、情報公開法に基づく公開対象となる可能性等が含まれる。

(16) “Executive Order 13642 of May 9, 2013: Making Open and Machine Readable the New Default for Government Information,” *Federal Register*, Vol.78, No.93, May 14, 2013, pp.28111-28113. <<https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2013-05-14/pdf/2013-11533.pdf>>

(17) Office of Management and Budget, “Open Data Policy: Managing Information as an Asset,” M-13-13, May 9, 2013. White House Barack Obama website <<https://obamawhitehouse.archives.gov/sites/default/files/omb/memoranda/2013/m-13-13.pdf>>

(18) “I Definitions,” *ibid.*, pp.4-5.

(iii) 第 3506 条 連邦機関の責務

連邦政府の各機関は、データ公開を初期設定（原則）としなければならない。また、OMB 局長の指針に従い、戦略情報資源管理計画を策定しなければならない。各機関は、データをオープンフォーマットかつオープンライセンスで、機械可読な状態で利用可能としなければならない。

(iv) 第 3511 条 データー一覧及び連邦データ目録

各機関の長は、OMB 局長と協議の上、当該機関で作成、収集、管理、維持されるデータ資産について、可能な限り包括的な一覧を作成し、維持しなければならない。OMB 局長は、包括的データー一覧の構築、維持のための指針を策定しなければならない。

各機関の長は、「連邦データ目録」(Federal Data Catalogue)の一部とするため、当該機関の公開データ資産をオープン政府データ資産として、データを提供するか又はオンラインで利用可能なリンクを提供しなければならない。「連邦データ目録」は、各機関のデータ資産を公衆に公開する単一の公開インターフェースで、共通役務庁長官 (Administrator of General Services) は、これをオンラインで維持しなければならない。

連邦政府全体では、膨大なデータが存在するとされている。連邦データ資産の包括的な一覧により、利用可能なデータの所在を明らかにし、各機関のデーター一覧の品質や網羅性を確保することで、公衆の利用を促進することが目指されている。

(v) 第 3520 条 最高データ担当官

連邦政府の各機関に、データの管理と調整を担当する幹部職員である、最高データ担当官 (Chief Data Officer) を設置する。最高データ担当官は、連邦議会の所管委員会に、当該機関のオープン政府データ法の遵守状況について、年次報告書を提出しなければならない。

(vi) 第 3520A 条 最高データ担当官会議

各機関の最高データ担当官を委員とする、最高データ担当官会議を OMB に設置する。その目的は、データの作成、利用、保護等について最良の事例を共有し、機関間のデータ共有を推進し、データへのアクセスを改善すること等である。

おわりに

2019 年 7 月に、OMB は 2018 年法施行の指針となる覚書を発出し⁽¹⁹⁾、施行に向けた連邦政府の各機関の取組が本格化している。従来から大統領令等に基づき進められてきた各種施策が 2018 年法として法制化されたことで、証拠に基づく政策形成や政府情報の公開・利用の一層の進展が期待されている。今後の進捗が注目される。

参考文献

- ・ U.S. House of Representatives Committee on Oversight and Government Reform, *Foundations for Evidence-Based Policymaking Act of 2017*, Report 115-411, November 15, 2017. <<https://www.congress.gov/115/crpt/hrpt411/CRPT-115hrpt411.pdf>>

(ひろせ じゅんこ)

(19) Office of Management and Budget, *op.cit.* (10).

2018 年証拠に基づく政策形成基盤法（抄）

Foundations for Evidence-Based Policymaking Act of 2018

国立国会図書館 調査及び立法考査局
専門調査員 海外立法情報調査室主任 廣瀬 淳子訳

【目次】（太字は訳出した条文）

第 1 条 略称、目次（抄）

第 I 編 連邦証拠構築活動

第 101 条 連邦証拠構築活動（抄）

第 II 編 オープン政府データ法

第 201 条 略称

第 202 条 オープン政府データ（抄）

第 III 編 機密情報保護及び統計効率性

第 301 条 略称（略）

第 302 条 機密情報保護及び統計効率性（略）

第 303 条 証拠のためのデータアクセス拡大（略）

第 IV 編 総則

第 401 条 解釈規則（略）

第 402 条 既存の資源の利用（略）

第 403 条 施行日（略）

第 1 条 略称、目次

(a) 略称

この法律は、「2018 年証拠に基づく政策形成基盤法」⁽¹⁾として引用することができる。

(b) 目次（略）

第 I 編 連邦証拠構築活動

第 101 条 連邦証拠構築活動

(a) 総則

合衆国法典第 5 編第 1 部第 3 章⁽²⁾を次のように改める。

(1) 第 301 条の前に次を加える。

「第 I 節 総則」

(2) 末尾に次を加える。

「第 II 節 連邦証拠構築活動」

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2019 年 9 月 26 日である。〔 〕内は、訳者補記である。

(1) 本稿では、Foundations for Evidence-Based Policymaking Act of 2018, P.L.115-435. <<https://www.congress.gov/115/plaws/publ435/PLAW-115publ435.pdf>> を訳出した。

(2) 合衆国法典第 5 編「政府の組織及び職員」第 1 部「機関総則」第 3 章「権限」

「第 311 条 定義

「この節においては、次のとおり定義する。

「(1) 機関

「機関」とは、合衆国法典第 31 編第 901 条 (b) 項に規定されている機関⁽³⁾をいう。

「(2) 局長

「局長」とは、行政管理予算局長をいう。

「(3) 評価

「評価」とは、体系的なデータの集合及び一又は複数のプログラム、政策、組織の分析を用いるアセスメントで、その有効性や効率性を判断することを目的とするものをいう。

「(4) 証拠

「証拠」とは、合衆国法典第 44 編第 3561 条で定義する⁽⁴⁾意義を有する。

「(5) 州

「州」とは、各州、コロンビア特別区、合衆国の各準州又は領土、及びインディアン部族、隊、居留地、プエブロ集落⁽⁵⁾、その他、組織された団体又はコミュニティで、インディアンとしての地位に基づき合衆国からインディアンへの特別なプログラムやサービスを提供される資格があると認定された、連邦政府により承認された各統治体をいう。

「(6) 統計活動、統計機関又は部門、統計目的

「統計活動」、「統計機関又は部門」、「統計目的」とは、合衆国法典第 44 編第 3561 条で定義する意義を有する。

「第 312 条 機関の証拠構築計画

「(a) 要請

各機関の長は、第 306 条に基づき要請される戦略計画⁽⁶⁾に、機関のプログラム、政策、規制に関する政策課題を特定し、取り組むための、体系的な計画を含めなければならない。当該計画には、次の事項を含めるものとする。

「(1) 機関が政策形成を支援するために証拠を構築しようとする、政策関連課題の一覧

「(2) 政策形成において証拠の利用を促進するために、機関が収集し、利用し、又は取得しようとするデータの一覧

「(3) 政策形成を支援するための証拠構築に利用することができる、手法及び分析手段の一覧

「(4) 政策形成を支援するための証拠構築への課題の一覧で、関連するデータの利用について、法的又はその他の規制を含むもの

「(5) 第 (1) 号及び第 (2) 号を達成するために機関がとる手順に関する記述

(3) Chief Financial Officer が設置されている、連邦政府の 24 省庁。

(4) 合衆国法典第 44 編「公的印刷及び文書」第 3561 条「定義」では、第 6 号「証拠」において、「統計目的のための統計活動により作成する情報」と定義されている。

(5) pueblo. 先住民族の共同体や集落。

(6) 大統領の任期が開始される翌年に各機関の長が提出する、機関の包括的な使命や目標等を記載した文書。

「(6) 局長が発する指針で要請されるその他の情報

「(b) 評価計画

各機関の長は、合衆国法典第 31 編第 1115 条 (b) 項に基づいて要請されている成果計画⁽⁷⁾と連携して、成果計画が提出される年の翌会計年度の間、この条 (a) 項に基づき機関が実施する予定の活動について記載した評価計画を公表しなければならない。当該計画には、次の事項を記載するものとする。

「(1) 機関が翌会計年度に開始する予定の、各主要評価研究の重要な課題

「(2) 機関が翌会計年度に開始する予定の、重要な情報の収集又は取得

「(3) (a) 項第 (6) 号に基づき局長が発する指針に含まれる、その他の情報

「(c) 協議

(a) 項に基づき要請される計画を策定する際には、各機関の長は、利害関係者で、公衆、機関、州及び地方政府、並びに政府に属さない研究者の代表を含む者と協議しなければならない。

「第 313 条 評価担当官

「(a) 設置

各機関の長は、機関の上級職員をその機関の評価担当官に指名しなければならない。

「(b) 資格

機関の評価担当官は、支持政党を考慮せずに、評価手法や評価事例の専門的な実績、機関における経験による適切で専門的な業績に基づき、任命又は指名されなければならない。

「(c) 調整

機関の評価担当官は可能な限り、(d) 項に基づく職務を遂行するために必要な活動について、機関の幹部職員との調整を実施しなければならない。

「(d) 職務

各機関の評価担当官は、次の職務を遂行するものとする。

「(1) 機関の評価の一覧、政策研究及び継続中の評価活動について、その対象範囲、質、手法、一貫性、有効性、独立性及びバランスについて、継続的に評価すること。

「(2) 評価の策定及び利用を支援する、機関の能力の評価

「(3) 機関の評価政策の確定及び実施

「(4) 第 312 条に基づき要請された計画の調整、策定及び実施

「第 314 条 統計専門性

「(a) 総則

各機関の長は、機関の内部での統計機関又は部門の長を、統計機関又は部門が存在しない機関では、適切な専門性を有する上級職員を、統計専門官として、統計政策、技術、手順について助言を行うものとして、指名しなければならない。

(7) 各機関が毎年策定する、機関の予算に計上された各プログラムに関する成果目標、その達成の仕方、進捗の指標等を記載した計画。

い。統計業務に従事する機関の幹部職員は、必要に応じて、機関の統計専門官と協議することができる。

「(b) 機関横断統計政策諮問委員会の委員

(a) 項に基づき指名された各機関の統計専門官は、合衆国法典第 44 編第 3504 条 (e) 項第 (8) 号に基づき設置される、機関横断統計政策諮問委員会の委員となる。

「第 315 条 証拠構築のためのデータ諮問委員会

「(a) 設置

局長又は局長に指名された機関の長は、証拠構築のためにいかに連邦のデータの活用を促進するかを検証、分析し、及び勧告するために、証拠構築のためのデータ諮問委員会（この条においては「諮問委員会」という）を設置しなければならない。

「(b) 委員

諮問委員会は、諮問委員会の委員長として合衆国最高統計官、及び委員として局長の任命する次の者で構成される。

「(1) 1 名の委員は、機関の最高情報担当官

「(2) 1 名の委員は、機関の最高プライバシー担当官

「(3) 1 名の委員は、機関の最高業績担当官

「(4) 3 名の委員は、機関の最高データ担当官

「(5) 3 名の委員は、機関の評価担当官

「(6) 3 名の委員は、合衆国法典第 44 編第 3504 条 (e) 項第 (8) 号に基づき設置される、機関横断統計政策諮問委員会の委員

「(7) 少なくとも 10 名の委員は、州及び地方政府の代表、並びに、政府のデータ政策、プライバシー、技術、透明性政策、評価、研究手法その他関連分野を専門とする政府外の利害関係者で、次の者とする。

「(A) 少なくとも 1 名は、透明性政策を専門としている者

「(B) 少なくとも 1 名は、プライバシー政策を専門としている者

「(C) 少なくとも 1 名は、統計データ利用を専門としている者

「(D) 少なくとも 1 名は、情報管理を専門としている者

「(E) 少なくとも 1 名は、情報技術を専門としている者

「(F) 少なくとも 1 名は、研究評価分野の者

「(c) 任期

「(1) 総則

諮問委員会の各委員の任期は、2 年間とする。

「(2) 空席

委員の前任者が任期満了前に退任し、その後任に任命された委員の任期は、前任者の残余の任期とする。諮問委員会の空席は、当初の委員の任命と同様の方法で補充される。

「(d) 報酬

諮問委員会の委員は、無報酬とする。

「(e) 責務

諮問委員会の責務は、次に掲げるものとする。

「(1) 合衆国法典第 44 編第 35 章第 III 節 D 部に定める局長の責務を遂行するために、局長を補佐すること。

「(2) データ共有の促進、データのリンケージを可能とすること、プライバシー保護向上技術の開発方策について評価し、局長に勧告すること。

「(3) 全機関横断的に、証拠構築のためのデータ共有又は可用性の調整を検証すること。

「(f) 報告書

諮問委員会は、その活動及び認定結果に関する年次報告書を局長に提出し、公衆に利用可能としなければならない。

「(g) 終了

諮問委員会は、最初の会合の日から 2 年以内に、活動を終了しなければならない。」

(b) 技術的対応修正（略）

(c) 機関戦略計画

合衆国法典第 5 編第 306 条 (a) 項を次のように改める。

(1)・(2)（略）

(3) 項の末尾に次の号を加える。

「(9) 機関の統計、評価、研究、分析活動の対象範囲、質、手法、有効性及び独立性の評価で、次の事項を含むもの

「(A) 現在評価され分析されている、機関の活動及び事業の一覧

「(B) 機関の評価、研究、分析及び関連の活動が、機関内部の様々な部署の要求を支援する程度

「(C) 機関の評価研究、分析、関連の活動が明らかにする、組織的習得、実施中のプログラム管理、業績管理、戦略管理、機関間及び民間との調整、内部及び外部監査、説明責任に関する要求の間の適切なバランスの程度

「(D) 機関が使用する手法及び手法の組合せが、機関の部署及び明らかにされた調査課題に対応するものであって適切かの程度で、派生的、総括的評価研究、分析手法の適切な組合せを含むもの

「(E) 評価活動を計画し実施し、最良事例及び認定を広め、並びに被用者の見解及び反応を組込むための、人的及び機関の手順を含む評価及び研究能力が、機関内に存在する程度

「(F) 機関のスタッフやプログラム担当部局に対し、日常業務において、評価研究分析手法やデータを利用する能力を発展させるために、機関が有する支援能力の程度」

(d) GAO 報告書

合衆国法典第 5 編第 306 条 (a) 項に規定された各戦略計画の公表日から 2 年以内に、会計検査院長は、連邦議会に次の内容を含む報告書を提出しなければならない。

(1) (c) 項で追加された、合衆国法典第 5 編第 306 条 (a) 項第 (9) 号に規定に従い実施され

た評価における、機関の認定及び注目すべき傾向の要約

- (2) 適切な場合には、評価活動を支援するため、機関の評価技術及びデータ利用能力を一層改善する活動を勧告すること。

(e) 評価及び人事基準

(1) 要件

この法律の制定日から1年以内に、行政管理予算局長は、評価に関する機関横断諮問委員会と協議の上、次のことをしなければならない。

- (A) 評価のために広く受け入れられている基準に従って、機関に対してプログラム評価についての指針を策定すること。

- (B) 連邦のプログラム評価を改善し、評価の最良事例を明らかにすること。

(2) 指針

第(1)号に基づく指針が策定されてから90日以内に、各機関の長は、当該指針の実施状況について監督しなければならない。

(3) OPM 指針

第(1)号に基づく指針が策定されてから180日以内に、人事管理局〔Office of Personnel Management〕局長は、行政管理予算局長と協議の上、次のことをしなければならない。

- (A) 機関におけるプログラム評価に必要な、主要なスキル及び能力を明らかにすること。

- (B) 機関におけるプログラム評価のための、新たな職業シリーズを設定し、又は、既存の職業シリーズを更新し改善すること。

- (C) 機関におけるプログラム評価のための、新たなキャリアパスを設定すること。

(4) 定義

この法律においては、次のとおり定義する。

(A) 機関

他に規定される場合を除き、「機関」とは、第105条の「行政府の機関」で定義する意味とする。

(B) 評価

「評価」とは、(a)項で付加された合衆国法典第5編第311条で定義する意味を有する。

第II編 オープン政府データ法

第201条 略称

この編は、「公開、公衆、電子的及び必要な政府データ法」又は「オープン政府データ法」として引用することができる。

第202条 オープン政府データ

(a) 定義

合衆国法典第44編第3502条⁽⁸⁾を次のように改める。

- (1)・(2) (略)

- (3) 末尾に次の新たな号を加える。

(8) 定義に関する規定。

「(15) 「包括的データ一覧」とは、第 3511 条 (a) 項に基づき作成される目録をいい、目録上に一覧化される下位のデータ資産は含まない。

「(16) 「データ」とは、データが記録されている形態又は媒体にかかわらず、記録された情報をいう。

「(17) 「データ資産」とは、グループ化することのできる、データ要素又はデータセットの集合をいう。

「(18) 「機械可読」とは、データに関して使われる際には、セマンティックな意味が失われないことを保証しつつ、人手を介さずにコンピュータで容易に処理される形態のデータをいう。

「(19) 「メタデータ」とは、内容、形態、出典、権利、正確性、起源、頻度、周期性、粒度、出版社又は責任者、連絡先、収集方法、その他の記述などの、データに関する構造的又は記述的情報をいう。

「(20) 「オープン政府データ資産」とは、公開データ資産で、次のものをいう。

「(A) 機械可読

「(B) オープンフォーマットで利用可能（又は利用可能にできるもの）

「(C) 当該資産の利用又は再利用を妨げる合衆国法典第 17 編及び第 35 編に基づくものを含む知的財産権による制約以外の、制約により妨げられないもの

「(D) 標準化団体により維持されている基本的な公開基準に基づくもの

「(21) 「オープンライセンス」とは、データ資産を利用可能とする法的保証で、次のものをいう。

「(A) 無償で公衆に提供される。

「(B) 当該資産の複製、公表、頒布、転送、引用又は受領に制約がないもの

「(22) 「公開データ資産」とは、データ資産又はその一部で、連邦政府によって維持されており、公衆に開放されてきた又は開放され得るもので、合衆国法典第 5 編第 552 条⁽⁹⁾に基づき公開の対象とされるデータ資産又はその一部を含むものをいう。

「(23) 「統計法」とは、局長によって指定された、統計目的のために収集される情報の保護に関係する、この章の第 III 節及び他の法律をいう。」

(b) 初期設定としてオープンデータとする指針

合衆国法典第 44 編第 3504 条 (b) 項⁽¹⁰⁾ を次のように改める。

(1)・(2) （略）

(3) 末尾に次の新たな号を加える。

「(6) 第 3506 条 (b) 項第 (6) 号を次の事項を考慮して施行するための、機関に対して指針を策定すること

「(A) 個人を同定し得る情報の公開に関するリスク及び制限であって、孤立した個々のデータ資産はプライバシー又は機密性のリスクをもたらしえないものの、他の利用可能な情報と結合された場合にそのようなリスクをもたらし可能性のあるリスクを含むもの

(9) 情報公開に関する規定。(b) 項の第 (3) 号 (F) にあるように、いわゆる情報自由法 (Freedom of Information Act: FOIA) として知られる。

(10) 各機関の一般的な情報資源管理についての OMB 局長の権限及び機能に関する規定。

- 「(B) 安全保障上の考慮であって、個々のデータ資産の中の情報が孤立した状態では安全保障上のリスクをもたらさないものの、他の利用可能な情報と結合された場合にそのようなリスクをもたらす可能性のあるリスクを含むもの
- 「(C) 公衆に利用可能で便利な機械可読形式にデータ資産を変換することの、公衆に対する費用便益
- 「(D) データ資産への当該条項に規定された要件の適用が、法的な責任を生じるか否か。
- 「(E) データ資産が、次に該当するか否かの決定
- 「(i) 知的財産権であって、合衆国法典第 17 編及び第 35 編に規定する権利を含むものの対象
- 「(ii) 合衆国法典第 5 編第 552 条 (b) 項第 (4) 号に基づき公開されない、機密商用情報を含む。
- 「(iii) そうでなければ、契約又はその他の拘束的な文書による合意によって制限される。
- 「(F) 合衆国法典第 5 編第 552 条（いわゆる「情報自由法」）に基づき利用可能とされるかもしれない場合に、データ資産を非公開とする要件
- 「(G) 局長が関連すると決定するその他の考慮
- (c) 初期設定としてオープンデータとする連邦機関の責務
- (1) 修正
- 合衆国法典第 44 編第 3506 条⁽¹¹⁾ を次のように改める。
- (A) (b) 項について、
- (i) 第 (2) 号を次のように改める。
- 「(2) 局長の指針に従い、戦略情報資源管理計画を可能な限り次のように策定し維持すること。
- 「(A) 情報資源管理業務がどのように機関の使命を達成することに役立つのかに関して記述すること。
- 「(B) 金融政策に関連しないデータであって、次のものの公開データ計画を含むこと。
- 「(i) 機関が、次のような過程及び手続を策定することを要請すること。
- 「(I) オープン政府データ法制定日以後に作成されるデータ収集メカニズムが、オープンフォーマットで利用可能となるように、作成されること。
- 「(II) 政府データのユーザーがどのようなことを重視し、どのように利用するのかを理解するため、非政府法人（営利業界を含む）、研究者及び公衆との協力を推進すること。
- 「(ii) 機関内外の利用者によるデータ資産利用に関するデジタル情報の収集及び分析に関する手法を特定し、実施すること。これには、公衆を援助し、質の課題、使いやすさの課題、改善提案、及び合理的

(11) 連邦機関の責務に関する規定。

な期間内にデータを公開する要件の遵守への苦情に対応する、機関内での連絡先の指定を含む。

「(iii) オープン政府データ資産の、時宜性、完全性、一貫性、正確性、利便性、可用性について、評価し改善する手続を策定し実施すること。

「(iv) 機関の公開データ計画の目的に合致するための要件を含むこと。
これには、官民から革新的解決策を得るための、技術の獲得、職員への研修の提供、現行の法律、規則及び政策に従った調達基準の実施を含む。

「(v) 公開が公共の利益にかなうデータ資産を、優先データ資産として特定すること、並びに、第 3511 条に基づく連邦データ目録上で公開するため、及び第 3511 条 (a) 項第 (2) 号 (A)(iii)(I)(bb) に基づく決定のための、各優先データ資産を評価する計画を策定すること。これには、どの優先データ資産が評価されていないかの説明を含む。

「(vi) 機関が第 3511 条に基づく要件に従うことを要請すること。これには、当該条項に従いデータ資産を公開する際の、条項に基づき局長が策定する基準を含む。

「(C) 毎年更新し、更新から 5 日間以内に機関のウェブサイト上で公開すること。」

(ii)・(iii) (略)

(iv) 末尾に次の新たな号を加える。

「(6) 局長の指針に従い、

「(A) 機関の各データ資産をオープンフォーマットで利用可能とする。

「(B) 機関の各公開データ資産を次のように利用可能とする。

「(i) オープン政府データ資産として

「(ii) オープンライセンスに基づいて」

(B) (d) 項を次のように改める。

(i)・(ii) (略)

(iii) 末尾に次の新たな号を加える。

「(5) 機関のいかなる公開データ資産も機械可読であることを確実にすること。

「(6) 機関の公開データ資産の利用に公衆が関与し、次のことにより協力を推進すること。

「(A) 機関のウェブサイト上で、定期的に（年に 1 度以上）、非政府の利用者による当該資産の使用情報を公開すること。

「(B) 公衆に、優先的に公開する特定のデータ資産を要求する機会及び、公開するデータ資産の優先順位付けに関する機関の基準の策定を提案する機会を提供すること。

「(C) 公開データ資産の利用拡大について公衆を支援すること。

「(D) 機関の公開データ資産から付加価値を創造するための、チャレンジ、コンペ、イベント、その他の取組を主催すること。」

(2) オープンデータ資産の利用

この法律の制定日から1年以内に、(合衆国法典第44編第3502条で定義する)各機関の長は、機関の活動が、この項で修正された合衆国法典第44編第3506条の要件に合致するよう、確実にしなければならない。

(3) 施行日

この項による修正は、この法律の制定日から1年後に施行する。

(d) データー一覧及び連邦データ目録

(1) 修正

合衆国法典第44編第3511条を次のように改める。

「第3511条 データー一覧及び連邦データ目録

「(a) 包括的データー一覧

「(1) 総則

局長と協議の上、第(2)号に基づき作成された指針に従い、各機関の長は、最大限可能な限り、機関により作り出され、収集され、機関の管理のもと又は指示に基づき維持された、全てのデータ資産を明らかにする包括的データー一覧を構築し維持しなければならない。各機関の長は、当該一覧が、機関の所有するデータ資産に明確かつ包括的理解を提供するよう確実に行わなければならない。

「(2) 指針

局長は、第(1)号に基づく包括的データー一覧を各機関が構築し、及び維持するための指針を策定しなければならない。当該指針には、次の事項を含むものとする。

「(A) 機関の長に対して、機関の各データ資産に関するメタデータを、最大限可能な限り次の事項を含むものとして、包括的データー一覧に含めるよう求める要件

「(i) データ資産の記述であって、全ての変数の名称及び定義を含むもの

「(ii) データ資産の名称又はタイトル

「(iii) 機関が次の決定をしたか否かの表示

「(I) データ資産が次に当たると決定した、又は決定することができる。

「(aa) オープン政府データ資産

「(bb) 合衆国法典第5編第552条に基づく、公開、部分公開又は公開の対象外に該当する。

「(cc) (b)項に基づき公開の対象となる公開データ資産

「(dd) 資産の政府による流通に対する既存の制約又は制限によって、オープンフォーマット又はオープンライセンス要件の対象とならないデータ資産

「(II) 当該表示のデータについて、当該決定がなされていない。

「(iv) 第3582条⁽¹²⁾に基づきなされた全ての決定

「(v) データ資産に対して公衆がアクセスする、又はアクセスを要

(12) 非公開データ資産へのアクセスに関する規定。

求する方法に関する記述

- 「(vi) データ資産が更新された最新の日付
- 「(vii) データ資産を維持する責任を有する各機関
- 「(viii) データ資産の所有者
- 「(ix) データ資産使用の制限については、可能な限り
- 「(x) データ資産の所在
- 「(xi) 包括的なデータ一覧を機関又は公衆にとって有益なものにするために必要な、又は局長によって有益であると決定されたその他のメタデータ
- 「(B) 機関の長に対して、包括的データ一覧から、合衆国法典第 40 編第 11103 条で定義する国家安全保障システム上に含まれるデータ資産を除外するよう求める要件
- 「(C) 機関の長が、(A) により要請された包括的データ一覧にある、どのメタデータを公開可能とできないか決定する際に使用する基準。これには、最低限、合衆国法典第 5 編第 552 条に基づき公開を差し控えることのできない包括的データ一覧内の全ての情報を含めることを確実にする要件を含めなければならない。
- 「(D) 各機関の長に対して、局長により策定された手続に従い、(c) 項に基づき維持される連邦データ目録に含めるために提出するよう求める、(C) に基づき構築される包括的データ一覧の要件。これには、当該一覧のリアルタイム更新、及び、(E) に従い利用可能とされるデータ資産、又は、当該データ資産にアクセスできる電子的ハイパーリンクを含める。
- 「(E) 機関の長が、特定のデータ資産を公衆に公開するべきではないと決定する際に使用する基準。その際には次の事項を考慮する。
 - 「(i) 個人を同定し得る情報の公開に関するリスク及び制限であって、孤立した個々のデータ資産はプライバシー又は機密のリスクをもたらしさないものの、他の利用可能な情報と結合された場合にそのようなリスクをもたらし可能性のあるリスクを含むもの
 - 「(ii) 安全保障上の考慮であって、個々のデータ資産の中の情報が孤立した状態では安全保障上のリスクをもたらしさないものの、他の利用可能な情報と結合された場合にそのようなリスクを生じるをもたらし可能性のあるリスクを含むもの
 - 「(iii) 公衆が理解し利用できる形態にデータを変換することの、公衆への費用及び便益
 - 「(iv) データ資産の公衆への拡散が、法的な賠償責任を引き起こすか否か。
 - 「(v) データ資産が次に掲げることに該当するか否か。
 - 「(I) 知的財産権であって、合衆国法典第 17 編及び第 35 編に規定する権利を含むものの対象

「(II) 合衆国法典第5編第552条(b)項第(4)号に基づき公開されない、機密商用情報を含む。

「(III) 契約又はその他の拘束的な文書による合意によって制限される。

「(vi) 当該データ資産の権利保持者と協議したか否か。

「(vii) 合衆国法典第5編第552条に基づき利用可能とされるはずであった、全てのデータ資産への期待利益

「(viii) 局長が関連すると決定するその他の考慮

「(F) 機関の長が、(A)(iii)に基づく決定の表示、及び機関が利用可能な既存の資源を考慮して、第3506条に基づく戦略情報管理計画において、後に続く決定をいかに優先順位付けするかを評価する際に使用する基準

「(3) 定期的な更新の要請

機関で作成し又は特定する各データ資産について、機関の長は、機関の包括的データ一覧を、その作成又は特定から90日以内に更新しなければならない。

「(b) 公開データ資産

各機関の長は、公開データ資産、又は公開データ資産をオンラインで利用可能なリンクを、(c)項に基づき維持される連邦データ目録に掲載するため、(a)項第(2)号に基づき策定される指針に従って、オープン政府データ資産として提供しなければならない。

「(c) 連邦データ目録

「(1) 総則

共通役務庁長官〔Administrator of General Services〕は、機関のデータ資産を公衆と共有する入口として、「連邦データ目録」として知られる、単一の公開インターフェースをオンラインで維持しなければならない。長官及び局長は、インターフェース上での公開及び公衆の利用を可能にするために、機関が公開データ資産を提出できるように、又は公開データ資産にリンクを張れるように、確実にしなければならない。

「(2) レポジトリ

局長は、次のとおり、連邦政府を横断するオープンデータの事例の採用を促進するための、ツール、最良の事例、スキーマ基準のオンラインレポジトリを構築し維持するために、政府情報サービス局及び共通役務庁長官と協働しなければならない。

「(A) 公開データ政策に関する、定義、規定、約款、チェックリスト、事例研究を含めること。

「(B) 公開データの実践の採択に関する、連邦政府横断の最良事例を協力して採択することを促進すること。

「(C) 第(1)号に基づき維持される連邦データ目録上で、利用可能とすること。

「(3) 他のデータ資産へのアクセス

局長は、第 (1) 号に基づき維持される連邦データ目録が、(a) 項に基づく包括的データ一覧に含まれている、連邦データ目録上で利用可能ではないデータ資産に、公衆がどのようにアクセスできるかに関する情報を提供することを、確実に行わなければならない。これには、合衆国法典第 44 編第 3583 条⁽¹³⁾に基づき構築される応募過程に関する情報も含むものとする。

「(d) 委任

局長は、情報及び規制問題局長〔Administrator of the Office of Information and Regulatory Affairs〕及び電子政府局長〔Administrator of Office of Electronic Government〕に、この条に基づき要請される共同での指針の発出権限を委任することができる。」

(2) 技術的対応修正（略）

(e) 最高データ担当官

(1) 修正

合衆国法典第 44 編第 3520 条を次のように改める。

「**第 3520 条 最高データ担当官**

「(a) 設置

各機関の長は、機関の政治任用ではない職員を、機関の最高データ担当官として指名しなければならない。

「(b) 資格

機関の最高データ担当官は、データの管理、ガバナンス（データ基準の作成、適用、及び維持を含む）、収集、分析、保護、利用、頒布における、機密データの保護及び解除の統計及び関連技術に関するものを含む実証された訓練及び経験に基づき、指名されなければならない。

「(c) 職務

機関の最高データ担当官は、次の職務を果たすものとする。

「(1) 一貫したデータ管理に責任を持つこと。

「(2) 機関でデータの利用、保護、頒布、作成に責任を持つ職員と調整し、機関のデータの需要と合致させることを確実にすること。

「(3) 機関のデータ資産を管理すること。これには、データフォーマットの標準化、データ資産の共有、適用される法律に従ってデータ資産を公表することを含む。

「(4) 第 (3) 号及び第 (5) 号に基づく職務を遂行する際に、（合衆国法典第 5 編第 314 条に基づき指名される）機関の統計職員と協議すること。

「(5) 第 3506 条 (b) 項から (d) 項まで、(f) 項及び (i) 項、第 3507 条並びに第 3511 条に基づく機関の業務を遂行すること。

「(6) 可能な限り、機関のデータを、データ管理の最良事例に沿ったものと

(13) 証拠構築のためのデータ資産へのアクセスに関する規定。

(14) 業績向上担当官（Performance Improvement Officer）の職務に関する規定。

するよう確実にすること。

- 「(7) 機関の被用者、公衆及び契約者が、公開データ資産を利用する際に
与し、データ使用の改善について協調的なアプローチを促進すること。
- 「(8) 合衆国法典第 31 編第 1124 条 (a) 項第 (2) 号⁽¹⁴⁾ に記載されている職務を
実行するため、データの特定制及び利用に際し、機関の業績向上担当官を
支援すること。
- 「(9) 機関の評価担当官が、合衆国法典第 5 編第 313 条 (d) 項に記載されてい
る職務を遂行するためにデータを取得する際に、支援すること。
- 「(10) データ資産へのアクセスのしやすさについて機関のインフラの影響を
評価し、データ資産へのアクセスしやすさを妨げる障壁を減少させるた
め、当該インフラを改善するよう、機関の最高情報担当官と調整すること。
- 「(11) 機関が、実行可能な限り、機関内でデータの利用を最大化することを
確実にすること。これには、証拠の作成 (第 3561 条で定義する)、サイバー
セキュリティ、機関の運営の改善のためのものを含む。
- 「(12) (局長による要求に応じた) 公開データの利用及び提供に関連する役
割及び責務について、連絡先を特定すること。
- 「(13) 他の機関及び行政管理予算局に対し、(第 3561 条で定義する) 統計目
的で機関の既存のデータを最良の方法で利用するために、機関の連絡役
となること。
- 「(14) 第 III 節に基づき制定された規則及び指針を遵守すること。これには、
必要とされる免許及び研修の取得及び保持を含む。

「(d) 責務の委任

「(1) 総則

統計法に従うのに必要な範囲において、機関の最高データ担当官は、(c) 項に基づく責務を、(第 3561 条で定義する) 統計機関又は機関内の統計部門の長に、委任しなければならない。

「(2) 協議

法律に基づき許される範囲で、第 (1) 号に基づき責務を委任された者は、当該責務の遂行に際し、機関の最高データ担当官と協議しなければならない。

「(3) 服従

機関の最高データ担当官は、第 (1) 号に基づき責務を委任した者に、該当する統計法に基づく機関のデータの取得、維持又は頒布について、当該責務の必要な委任に関し、委ねなければならない。

「(e) 報告書

機関の最高データ担当官は、上院の国土安全保障政府問題委員会及び下院の行政監視政府改革委員会に対し、機関がこの節の要件を遵守していることに関する年次報告書を提出しなければならない。報告書には、機関が実行できなかった各要件に関する情報、及び、該当する場合には、機関が当該要件を実行するのに何が必要かの情報を含むものとする。」

(2) 技術的対応修正 (略)

(f) 最高データ担当官会議

(1) 修正

合衆国法典第 44 編第 35 章第 I 節の第 3521 条の前に次の新しい条を加える。

「第 3520A 条 最高データ担当官会議

「(a) 設置

行政管理予算局内に、最高データ担当官会議（この条において「会議」という。）を設置する。

「(b) 目的及び機能

会議は、次の目的及び機能を有する。

- 「(1) データの利用、保護、頒布及び作成に関する全政府的な最良事例を策定すること。
- 「(2) 機関間のデータ共有合意を推進し促進すること。
- 「(3) 政策形成において使用する証拠の作成について、機関が改善できる方法を特定すること。
- 「(4) 公衆と協議し、政府データの民間利用者その他関係者と、連邦政府のデータへのアクセスの改善方法について協議すること。
- 「(5) データの収集及び利用の改善のために、新たな技術的解決策を特定し評価すること。

「(c) 委員

「(1) 総則

各機関の最高データ担当官は、会議の委員となるものとする。

「(2) 委員長

会議の委員の中から、局長が会議の委員長を選任する。

「(3) 追加委員

電子政府局長は、会議の委員となるものとする。

「(4) 職権委員

局長は、全最高情報担当官及び評価担当官の代表者を任命し、代表者は会議の職権委員となるものとする。

「(d) 報告書

会議は、局長、上院の国土安全保障政府問題委員会及び下院の行政監視政府改革委員会に対し、会議の活動について 2 年ごとに報告書を提出しなければならない。

「(e) 評価及び終了

「(1) 会議の GAO による評価

この条の制定から 4 年以内に、会計検査院長は、連邦議会に対し、会議の追加の任務が連邦政府の証拠の利用及びプログラム評価を改善したか否かに関する報告書を提出しなければならない。

「(2) 会議の終了

会計検査院長が第 (1) 号に基づく報告書を連邦議会に提出した日から 2 年間が経過すると、会議は終了し、この条は廃止される。」

(2) 技術的対応修正 (略)

(g) 報告書

(1) GAO 報告書

この法律の制定日から3年以内に、会計検査院長は、上院の国土安全保障政府問題委員会及び下院の行政監視政府改革委員会に対し、可能な限り次の事項を明らかにした報告書を提出しなければならない。

(A) この法律及びこの法律による修正の結果、公衆に利用可能となった情報の価値

(B) 公衆に利用可能となっていない情報の利用可能性が、公衆にとって価値があるか否か。

(C) (d) 項により改正された合衆国法典第44編第3511条に基づき構築された、各包括的データ資産一覧の完全性

(2) 2年ごとのOMB 報告書

この法律の制定日から1年以内に、その後は2年ごとに、行政管理予算局長は、この法律及びこの法律による修正に関する機関の成果及び遵守について、報告書を電子的に公表しなければならない。

第III編 機密情報保護及び統計効率性 (略)

第IV編 総則 (略)

(ひろせ じゅんこ)